

北九州市太陽光発電設備の設置に関する指導要領

(目的)

第1条 この要領は、北九州市内における太陽光発電設備の設置に関して必要な事項を定めることにより、事業者と地域住民との間における相互理解と信頼関係に基づいて、事業者が適正な太陽光発電事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（建築物等の屋根、壁面又は屋上に設置するものを除く。）をいう。
- (2) 事業者 太陽光発電事業者、太陽光発電設備の設計者、施工者、販売店等太陽光発電設備の設置又は運用の一部又は全部に関わる者をいう。
- (3) 地域住民 事業者が太陽光発電設備を設置しようとする場所又は設置した場所付近において、居住する個人、農林水産業に従事する者又は事業所を有する個人若しくは法人をいう。

(適用範囲)

第3条 この要領は、出力が10キロワット以上である太陽光発電設備の設置に関する企画立案（以下「企画立案」という。）、設計、施工、運用及び管理並びに撤去及び処分を行う事業者に適用する。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、関係法令を遵守するほか、太陽光発電設備の設置区域内及びその周辺の地域における自然、景観及び生活環境に十分に配慮するとともに、事故、公害及び災害（以下「事故等」という。）を防止し、地域住民と良好な関係を損なわないように努めるものとする。

- 2 事業者は、企画立案を行うに当たっては必ず（企画立案以外にあっては、必要に応じ）、事業の内容、規模、施工方法、環境及び景観への影響等について、地域住民に対し、説明会や戸別訪問等による説明を行い、事業について地域住民の理解を得られるよう努めるものとする。
- 3 事業者は、事故等が発生したとき、又は地域住民との間に苦情又は紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決するものとし、かつ、再発防止に努めるものとする。
- 4 前2項の場合において、事業者は、その配慮すべき地域住民の範囲や地域住民への説明方法に関し、市の助言や自治会長等の意見等を自主的に収集し、かつ十分に尊重しながら、地域住民の理解を得るための適切な方法を検討するよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、事業者に対し、次の各号に掲げる事項について必要に応じて指導又は助言を行わなければならない。

- (1) 経済産業省資源エネルギー庁が定める「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(平成29年)に基づく手続き
- (2) 北九州市が定める「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(令和2年)に基づく手続き
- (3) 前条第2項から第4項までにに基づき、事業者がその責務を果たすための方法

(雑則)

第6条 この要領の施行について必要な事項は、環境局長が別に定める。

付則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。